

「こんにちは歯医者さん」のご案内



歯が生える前から
受診OK

無料

ファースト
歯ブラシ
1本プレゼント



ハーフバースデーおめでとうございます！

江戸川区では、赤ちゃんが歯医者さんデビューするための受診票をお送りしています

受診票使用期間

6か月～1歳のお誕生日の前日まで

※1歳のお誕生日の当日を過ぎると、受診票を使用することができません。
歯科医院の混雑状況により、受診までに時間がかかる場合があります。
お早めに指定医療機関へご予約ください。

持ちもの

母子健康手帳・受診票



指定医療機関のマーク

指定医療機関は母子保健の研修を受講しており安心して受診できます

指定医療機関(※)から歯科医院を選ぶ

(※)指定医療機関は別紙もしくは江戸川区ホームページに掲載されています

電話等で歯科医院へ予約する

予約した歯科医院を受診



江戸川区ホームページ
「こんにちは歯医者さん」

どんなことをするの？

- 口の中の観察（歯や歯肉粘膜の状態）
- 歯科相談（歯みがきやフッ素入り歯みがきこの使い方など）
- 仕上げみがき用のファースト歯ブラシを1本プレゼント



歯が生える前に 歯科医院へ行っていいの？

歯が生える前から、歯科医院へ受診しても大丈夫です！

「歯みがきはいつから始めたらいいかな？」「歯の生え方はこれでいいの？」など
歯や口に関する不安や疑問を、ぜひこの機会に歯医者さんで相談してみましょう。

泣いても大丈夫？

泣いても大丈夫♪

指定医療機関は子育て支援や赤ちゃんの歯や口について研修を受けた歯科医院です。
歯医者さんに少しずつ慣れていきましょう。

かかりつけ歯科医って 赤ちゃんから必要なの？

歯や口のことを相談・おまかせできるようなかかりつけの歯医者さんを今から作っておくことが大切です。

歯医者さんは怖いところではなく、むし歯にならないように、一緒に歯と口を守ってくれる存在です。早い時期から歯医者さんに慣れていきましょう。

受診時のお願い

- 1 必要事項を記入した受診票・母子健康手帳を指定医療機関に提示し受診してください。
受診できる指定医療機関は一覧から選んで下さい。(事前に直接予約が必要です)
- 2 受診票は本人以外使用できません。
- 3 江戸川区から他の自治体へ転出した場合は、受診票は使用できません。
- 4 1歳の誕生日の当日を過ぎると使用することができません。
- 5 受診票を紛失した場合は、お住まいの地域の健康サポートセンターまでお問い合わせください。

「こんにちは歯医者さん」
受診票

問い合わせ 健康サポートセンターでは歯科衛生士が歯と口の相談に応じています。

中央健康サポートセンター 03-5661-2467
東部健康サポートセンター 03-3678-6441
葛西健康サポートセンター 03-3688-0154
小松川健康サポートセンター 03-3683-5531
母子保健係 03-5661-2466

小岩健康サポートセンター 03-3658-3171
清新町健康サポートセンター 03-3878-1221
鹿骨健康サポートセンター 03-3678-8711
なぎさ健康サポートセンター 03-5675-2515

